

青島エリア魅力創出事業（青島本島ライトアップ）

光演出機材調達及び設置業務 仕様書

1. 目的

本業務は、青島エリア魅力創出事業（青島本島ライトアップ）において、夜間のさらなる魅力創出及び観光客の滞在時間延長を図るため、導入する光演出機材の調達（購入）及び現地における最適な設置、光演出を提案する受託候補者を選定するものである。昨年度実施した「神聖なる本島体験～青島ライトアップ～」での照明機材・配置計画を基礎（※別紙1参照）とし、参道・本殿・元宮・海床地形等の自然・文化的要素に加え、本年度 から新たに拡大するトロピカルロード及び弥生橋を含めたエリア一帯（※別紙2参照）における効果的な配置及び安全な設置プランを募集する。潮風や直射日光に晒される塩害地域という立地を踏まえ、機材の耐候性・安全性はもとより、文化的景観を損なわない設置手法、イベント期間中の維持管理の容易性を総合的に考慮した最適なプランを選定することを目的とする。

2. 業務名

青島エリア魅力創出事業（青島本島ライトアップ）光演出機材調達及び設置提案業務

3. 契約期間

契約締結日から令和8年12月28日まで

4. 実施場所

宮崎市青島（青島神社本島エリア、弥生橋、トロピカルロードを含む）

5. 業務内容

受託者は、宮崎市が定める関係条例、青島神社等の土地・建物管理者の指示、及び本仕様書に基づき、以下の業務を安全かつ確実に履行すること。

- （1）光演出機材の調達提案し選定された仕様を満たす照明機材一式（投光器、関連配線、制御機器等）を新品として調達（買い取り）すること。調達する機材は、過酷な塩害地域での使用に耐えうるものであること。
- （2）光演出機材と連動した音楽再生を行うために必要な音響機材（スピーカー、アンプ、ミキサー等）を手配すること。手配する機材は、潮風・直射日光に晒される塩害地域での使用に耐えうる耐候性を有すること。
- （3）（1）、（2）において、現地における仮設電気工事・配線敷設及び設置施工青

島神社境内（参道・本殿・元宮周辺）、弥生橋、及びトロピカルロードにおける、機材の設置施工、並びに給電・信号用ケーブルの敷設・養生・結線等の提案を行うこと。設置にあたっては、参拝客及び観光客の安全動線を第一に考慮した提案とすること。また、歴史的建造物の現状変更を最小限に留める非破壊・低負荷な設置手法を採用すること。

- (4) イベント開始前に、提案された光演出デザインに基づきプログラム調整を行うこととし、試験点灯時には現場にて立会を行うこと。演出プランに即した照明角度・色調の微調整、及び制御機器の動作確認を行うこと。
- (5) 台風接近などの不測の事態、または機器の不点灯・故障等のトラブルが発生した場合に備え、迅速な代替機の手配ができる対応窓口を確保すること。

6. 成果品

受託者は、本業務の完了に伴い、次の成果品（現物及び調達機材管理台帳）を委託者に納品・提出すること。

(1) 調達機材（現物・購入備品）

調達を完了した光演出機材（投光器、音響機材、関連配線、制御機器等）一式

(2) 納品書（書面及び電子データ各1部）

①機材配置図（光・音響）

実際に設置する現地の配置図。

②調達機材管理台帳（機材一覧）

メーカー名、型番、仕様、購入数量、及びシリアル番号等を整理した一覧表。

③取扱説明書及びメーカー保証書一式

調達した製品に付帯する原本。

④業務完了報告書（試験点灯時の写真を含む）。

7. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

本業務の実施にあたり、個人情報を取り扱う場合は、その漏えい等の防止に十分な措置を講じること。

(2) 守秘義務

本業務の遂行上知り得た一切の情報・秘密を他に漏らしてはならない。本契約満了後及び解除後も同様とする。

(3) 再委託の取扱い

受託者は、本業務の全部を一括して再委託することはできない。ただし、専門的な電気工事や機器の設定など、業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に委託者の書面による承認を得るものとする。

(4) 損害賠償

受託者の責めに帰すべき事由により、神社施設、文化的景観、第三者の生命、身体、財産等に損害を与えた場合は、受託者がその賠償の責めを負うこと。受託者はこれに備え、適切な賠償責任保険に加入しておくこと。

(5) 事業計画の中止・変更に伴う契約の解除等

国、県、宮崎市の要請等の不可抗力により、イベント期間前に本事業の開催自体が中止又は著しく変更となった場合、委託者は契約の一部又は全部を解除することができる。この場合において、解除までに発生した調達済みの実費負担（調達手続きが完了した機材費等）の取り扱いについては、委託者と受託者が協議のうえ決定する。なお、単なるイベント本番日の天候不良による当日の一時的な中止等については、調達機材の売買・納品完了をもって業務履行とみなすため、契約金額の減額対象とはしない。

8. その他

(1) 業務の進捗報告義務

受託者は、契約締結後、機材の発注・製造状況、現地施工に向けた工程等の進捗状況について、定期的に委託者に報告しなければならない。また、委託者から要請があった場合は、速やかに詳細を報告すること。

(2) 疑義等の協議

本仕様書に明示されていない事項、又は本業務の履行にあたり疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ、その取扱いを決定するものとする。

(3) 成果品の著作権

本業務を履行する過程で作成されたすべての成果品（図書、写真等）の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、公益社団法人宮崎市観光協会に帰属する。